

## 町県民税

# 特別徴収実施のご案内

- 町県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から町県民税を徴収（天引き）し、町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって納入していただく制度です。

※所得税は源泉徴収しているけれど、町県民税はしていない、ということはありませんか？

- 地方税法第321条の3、4及び奥出雲町税条例第45条の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収事業者として町県民税を特別徴収していただくことになっています。

※原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収（天引き）する必要があります。

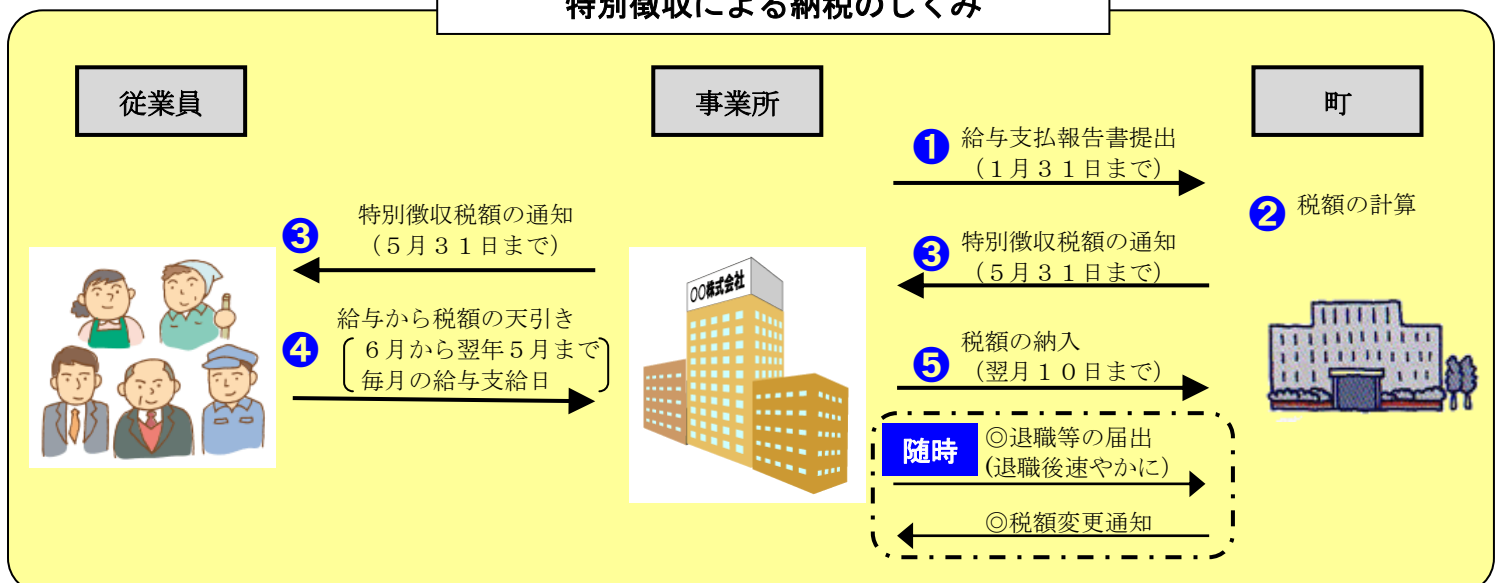
### 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月10日までに合計額を納入していただきます。

### 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

### 特別徴収による納税のしくみ



# 特別徴収制度について

## 1 特別徴収とは？

個人住民税（「個人の市町村民税及び県民税」をいう。以下同じ。）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業所等（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の住所地である市町村に納入する制度です。ただし、所得税とは異なり、市町村が税額を計算してお知らせしますので、事業所等（給与支払者）が自ら税額を計算する必要はありません。これに対し、従業員本人が直接納付する方法は「普通徴収」といいます。

## 2 特別徴収事務の流れ

### ① 給与支払報告書の提出（年末調整時期～1月末）

所得税の源泉徴収をする義務のある事業所等（給与支払者）は、毎年1月31日までに、従業員が1月1日現在住んでいる市町村に「給与支払報告書」を提出する義務があります。

【※】給与支払報告書提出の対象となった従業員は、「3 特別徴収に該当しない場合」を除いて、特別徴収の対象者となります。



### ② 特別徴収税額決定通知書の送付（5月中旬）

毎年5月中旬に、従業員が住んでいる市町村から事業所等（給与支払者）宛に「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」【※】が送付されます。

【※】納税義務者用は5月31日までに従業員にお渡しください。

この時に、各従業員のその年1年分の個人住民税額と毎月の給与から天引きしていただく税額をお知らせしますので、6月に支払う給与から天引きを開始してください。

※ 個人住民税の徴収期間は、原則として6月から翌年5月までの12か月間です。



### ③ 納入（毎月）※ 小規模事業所を対象とした納期の特例制度があります。詳細は「4 納期の特例について」をご覧ください。

給与天引きした税額の納入期限は、天引きした月の翌月10日です（例：平成26年度6月分の納入期限は7月10日）。従業員が住んでいる市町村から送付される納入書を使い、指定された金融機関で納入してください（納入手数料はかかりません。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合があるのでご注意ください）。

### ④ その他の手続

#### ○ 退職・転勤・休職・死亡・事業停止などで給与天引きができなくなった場合

「給与所得者異動届出書」【※】を市町村に提出する必要があります。給与天引きができなくなった税額は、従業員本人が直接納付する方法（＝普通徴収）のほか、最後に支払われる給与や退職金からの天引きで全て納入する方法（＝一括徴収）により納めていただくことになります。

#### ○ 中途採用や職場復帰で給与天引きを開始したい場合

年度の途中から天引きを開始する場合は、「特別徴収追加依頼書」【※】を作成し、従業員が住んでいる市町村へ提出してください。市町村で月々の税額を計算し事業所等（給与支払者）へお知らせします。

【※】 「給与所得者異動届出書」「特別徴収追加申出書」の用紙は、特別徴収税額決定通知書と一緒に5月頃送付いたします。

### 3 特別徴収に該当しない場合

- ① **他の事業所等（給与支払者）において特別徴収が行われている方**  
給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方です。
- ② **給与の支払いが不定期な方**  
支給期間が一月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払を受けている方です。
- ③ **退職者（予定者含む）**  
5月末日までに退職している、又は退職予定の方です。ただし、3月31日までに一旦退職する方で、4月1日現在で再雇用される方は、その後5月末日までに退職しない限り特別徴収の対象者となります。
- ④ **事業専従者**（※ 事業所等の希望により、特別徴収の方法により納入することもできます）  
確定申告で事業専従者としている方です。

※ 上記に該当する従業員については、給与支払報告書を提出する際に奥出雲町指定の様式（仕切紙等）により普通徴収者として提出してください。

※ eLTAX（エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合は、上記に該当する従業員についてのみ普通徴収欄にチェックを入れてください。

### 4 納期の特例について

特別徴収義務者は、特別徴収税額通知書に基づき6月から翌年5月まで毎月天引きした税額を翌月10日までに市町村へ納入しなければならないこととされていますが、以下の要件に該当する場合は年2回に分けて納入することができます【※】。

- 給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等で、市町村長に申請し納期の特例に係る承認を受けた事業所等

【※】納期の特例に係る承認を受けた場合の納期限は、12月10日まで（6月から11月分）と翌年6月10日まで（12月分から翌年5月分）の年2回（当該日が土日の場合は翌月曜日）です。

### 5 特別徴収不履行の場合について

市町村から指定を受けた特別徴収義務者が特別徴収を行わない（納入の不履行を含む。）場合、以下の処分及び罪の対象となります。

- ① **滞納処分（地方税法第331条）**  
特別徴収義務者の財産に対し、調査・差押等が行われます。
- ② **脱税に関する罪（地方税法第324条第3項）**  
10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれを併科する規定が設けられています。

## 特別徴収に関するQ & A

### Q. 「特別徴収義務者」とは何ですか。

A. 「特別徴収義務者」とは、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の住んでいる市町村に納入する義務がある事業所等（給与支払者）のことをいいます。

### Q. 制度が変わったのですか。

A. 制度変更はありません。法令遵守の観点から、法定要件に該当する場合には、これまで特別徴収を実施していなかった事業所等（給与支払者）へも特別徴収を実施していただくための取り組みです。対象従業員の個人住民税を特別徴収し、納入してください。

なお、特別徴収義務者としての指定については、地方税法及び各市町村条例の規定により所得税の源泉徴収義務のある事業所等（給与支払者）は既に指定されています。

※ 条例の規定による包括指定のため、指定通知書等の送付は行われません。

### Q. 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A. 事務負担の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った徴収手続にご理解とご協力をお願いします。

### Q. パートや非常勤職員でも特別徴収しなければなりませんか。

A. パートや非常勤職員であることにかかわらず、所得税の源泉徴収義務があり、6月1日現在で在職が予定されている人は全て特別徴収の対象となります。

### Q. 普通徴収を希望している従業員はどうしたらよいですか。

A. 特別徴収義務者は、法定要件に該当する全ての従業員の個人住民税を特別徴収の方法により納入する義務があり、従業員が個々に納付方法を選択することは認められません。

### Q. 普通徴収対象者がいるのですが、仕切紙とはどのようなものですか。

A. 仕切紙は、給与支払報告書を提出する際に特別徴収に該当しない従業員を分けるために使用していただくものです。人数欄に該当者数を記載し、該当者の給与支払報告書を添付してください。

退職者及び乙欄該当者は、特別徴収対象者として提出いただいても自動的に普通徴収対象者となります。

### Q. eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書を提出する場合はどのようにすればよいですか。

A. 前頁「3 特別徴収に該当しない場合」の各項目に該当する従業員の給与支払報告書のみ、「普通徴収」欄にチェックを入れて提出してください。「普通徴収欄にチェックが入っている」又は「退職日が入力されている」従業員は普通徴収となり、それ以外の従業員は全て特別徴収となります。

### Q. 特別徴収税額通知書が送付されても特別徴収を行わない場合（不履行の場合）はどうなるのですか。

A. 特別徴収義務者に督促状が発付され、それでもなお不履行が続くときは、特別徴収義務者の滞納税額（延滞金を含む。）に対する滞納処分が行われるほか、場合によっては脱税の罪に問われることがあります。また、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

問い合わせ先

奥出雲町役場 税務課 税務グループ

電話 0854-52-2671